



2022年1月31日 第2022-10号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

小学校休業等対応助成金を忘れていませんか 新型コロナウイルス感染症で臨時休校等及び感染者等

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を基準に企業へ助成

厚生労働省は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して、助成金を支給している。

申請期限は、令和3年11月1日～12月31日分が令和4年2月28日（月）必着。

令和4年1月1日～3月31日 令和4年1～2月分が、令和4年5月31日（火）必着となっている。

休業対象は小学校等で幅広く対応

親などの仕事の都合で、家庭以外に子どもを預けている場合は、ほとんどが対象。

小学校等については、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、放

課後等デイサービス、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設などが対象。

新型コロナウイルスに感染した場合

小学校等の休業以外で新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子どもも対象。

対象となる保護者

親権者、未成年後見人、その他の者で、子どもを監護する者。

11月以降の休暇取得に対して申請期限が迫っています。年次有給休暇を消化し、無給休暇扱いの場合は、有給とし助成金の申請を行いましょう。

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日（月）必着
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月）必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火）必着

詳細については、厚生労働省のWEBで確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html